

2023年3月15日

大阪府臨床心理士会 御中

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

令和5年度における臨床心理士のための教育研修機会の運用について

拝啓

平素より臨床心理士資格の資質向上に多大なご尽力を賜り、御礼申し上げます。

さて、(公財)日本臨床心理士資格認定協会は、臨床心理士の質の担保および向上に向け、近年の新型コロナウイルス感染状況を契機とした新たな教育研修機会の発展的な議論と検証を図るべく、オンライン研修を正式に位置づけた「『オンライン研修』についての基本方針」に基づき、令和4年度に引き続き令和5年度版「オンライン研修にかかる運営要項（ガイドライン）」を策定いたしました。

基本方針の2に示した通り、この度の資格更新に関する運用指針は、オンライン方式を用いた研修会を含む多様な研修機会を各主催団体が主体的に企画・運営していただくことを原則としております。「臨床心理士教育・研修委員会規程別項」第2条（2）に該当する貴会におかれましても、本「基本方針」および「ガイドライン」の趣旨をご理解いただき、引き続き倍旧のご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今後の研修会等の企画・運営に際しては、特に下記の点についてご留意ください。

敬具

記

1. 令和4年度に実施してきた更新ポイント対象の研修会に関しては、令和4年度版のガイドラインに準拠して、研修会の形態、内容、およびポイントの設定を行って下さい。今回のガイドラインは令和5年度版です。
2. 今後、研修実績報告書等の書式およびそれらに関する事務手続きを変更することを予定しています。具体・詳細については別途通知します。
3. 新型コロナウイルス感染拡大により、依然として従来の研修機会の多くが中止・制限されている状況に鑑み、今後は一層、所属会員の実情に即した教育研修機会の提供が望まれます。感染拡大の状況を見極めつつ、引き続き適切な感染対策を講じた上で多様な形態の研修会企画の推進にも積極的に取り組みいただくようお願いします。
4. 県単位の臨床心理士会におかれましては、新型コロナウイルス感染状況に配慮しつつ、リアル対面方式の臨床心理事例検討会をはじめとした小規模かつ柔軟な研修機会の実施が、時期や地域の状況に応じて望されます。従前の研修機会の維持と共に、所属会員によって自主企画された小規模なリアル対面方式での研修会の運営に対してご支援をしていただけますようお願いいたします。

以上

令和5（2023）年度版
オンライン研修にかかる運営要項（ガイドライン）
——研修の企画・運営に関わる臨床心理士各位——
(令和5年3月4日理事会決定)

はじめに

（公財）日本臨床心理士資格認定協会は、「臨床心理士教育・研修委員会規程別項（以下：「別項」）」に定められた範囲内において、オンライン研修を資格更新ポイントの対象として認める基本方針を公告しました（「『オンライン研修』についての基本方針」）。これに基づいて、感染状況の推移を見ながら、令和4（2022）年度から年度毎に「オンライン研修にかかる運営要項（ガイドライン）」の見直しを行い、進展を図ることとしています。

臨床心理士倫理綱領第2条に定められている通り、臨床心理士は常にその知識と技術を研鑽し、高度の技能水準を保つように努めなければなりません。本資格の専門資質を担保するためのさまざまな研修機会は長年に亘って多様な広がりと蓄積をみていますが、このことは間違いなく、臨床心理士がクライエントをはじめとする幾多のユーザーの信頼を得るための礎となっていました。

こうした臨床心理士にとって必須の要件となる研修機会が、新型コロナウイルス感染拡大により、現在に至ってもなお、困難な対応を余儀なくされています。しかし、その一方で、オンライン方式を用いた新たな研修形態が数多く試みられると共に、研修のあり方そのものを再検討する機会も得られてきています。今後もその経験は蓄積されていくことが期待されます。

本協会は、こうした新たな研修機会の展開を重要な転機と捉え、資格更新審査委員会を中心とした厳正な審査体制の整備と推進を行っています。臨床心理士の皆様にも、引き続きそれぞれの研修機会の企画・運営・参加に関わる発展的な議論と検証をお願いする次第です。

研修を企画する主催団体および主催者へのご依頼

本協会では、「別項」第2条(1)に定める研修会等を、臨床心理士活動の骨格となる内容を中心に企画してきましたが、オンライン研修においてもこの方向性を堅持し、令和4年度には2本の「臨床心理士オンライン研修」動画を作成し配信しました。視聴者の反応を見ましても、この方向性は臨床心理士の質の担保と向上につながると判断し、新たな動画作成と配信を企画しています。

本協会が主催する研修会以外の「別項」第2条に定める研修会等の企画・運営におきましても、幅広い臨床心理士活動の専門性に鑑みながら、その質の担保と向上に寄与するものとなるよう、引き続き柔軟かつ積極的な取り組みをお願いする次第です。

とりわけ「オンライン研修」に関して、研修会等の主催団体および主催者は、それぞれの責任において当該研修機会が臨床心理士の資格更新のために必要とされる内容を参加者に担保しているかどうか、およびそのポイント数が適正に設定されているかどうか、主催団体

および主催者の判断に基づいて研修企画ごとに検討し決定してください（「オンライン研修についての基本方針2」）。昨年度から始めましたこの手続きはこれまでにないもので、戸惑いも見られましたが、主催団体および主催者の主体的で積極的な取り組みを、引き続きお願ひする次第です。

研修会の主催団体および主催者におかれましては、「別項」第2条に定めた領域種別に応じて、とくにオンライン・メディアを導入した多様な研修形態や内容を勘案しつつ、クライエントのニーズに適う臨床心理士の相互的発展を見据えた研修会の企画運営を引き続きお願いいたします。以下に示す「オンライン研修」に関する運営基準は、令和5(2023)年度に限定した暫定基準として、研修会の企画・運営を行うにあたって参考すべきガイドラインを提示するものです。実質的な内容は令和4(2022)年度と変更ありませんが、再度ご確認いただき、研修会の適正な企画運営をお願いする次第です。

この運営基準は、令和8(2026)年度までの5年間を移行期間として、段階的に検討し、年度毎に見直しを行います（「オンライン研修についての基本方針3」）。コロナ禍にあって、主催団体および主催者におかれましては、オンライン研修に際してさまざまな取り組みを試みられてきたことと思います。本協会も研修主催団体および主催者各位の先進的な取り組みとその成果を頼みとしながら、臨床心理士の皆様と共に、オンライン方式を用いた新たな研修形態を取り入れた資格更新システムの確立に向けて取り組んでいきます。

I 「オンライン研修」の企画に際しての運営基準

1. 研修会の企画、実施に際して、当該研修会を資格更新ポイントの対象とする場合、その研修の形式・内容を考慮し、「オンライン研修についての基本方針」5に則って、「別項」に定められたポイント数を越えない範囲で適正なポイント数を当該研修会主催者において設定し、参加者に通知してください。

当該研修会が臨床心理士資格更新に資する内容と質に符合しない場合には、主催者がその研修会はポイントの対象外であるとして参加者に通知するという判断も含まれます。

2. 前項でいう「臨床心理士資格更新に資する内容と質」とは、研修形態および内容が、関係する個人が特定されないよう、その個人情報を守るための守秘性、事例や研修の場に生じる固有の関係性や一回性および生身の体験を重視する臨床心理士の専門業務の特性を踏まえた体験的学びの場を志向し、工夫されたものになっていることを指します。
3. ここでの「オンライン研修」とは、オンデマンド動画配信、講演のオンライン中継、オンライン方式とリアル対面式のハイブリット形態、一部講師のみの遠隔参加、オンライン事例検討会等、あらゆる形態を含みます。同一の研修会であっても、参加者への研修効果等を勘案し、必要に応じて参加形態に応じて異なるポイント数を設定してください。

II 「オンライン研修」の企画・運営に際して確認すべき要点（セルフチェックリスト）

「オンライン研修」においては、とくに、①守秘の徹底、②双方向性の担保の二点について適切な具体策が講じられていることが要件となります。

- ① 守秘の徹底：主催者が臨床心理士として責任のとれる範囲内において、関係する個人や事例を守るために必要と判断する秘密保持の徹底。その説明が参加者に周知され、「臨床心理士倫理綱領」が遵守されていること
- ② 双方向性：主催者と参加者が相互に発言交流できるライブセッションを基本とする。また匿名の発言や発信により講師・発表者を含む研修参加者の人権や実践が一方向的に傷つけられることのないように配慮がなされていること

そのために当該研修主催団体（者）が参照するべき具体的な留意事項（セルフチェックリスト）を以下に示します。

なお、資格更新のポイント対象とするためには、「別項」に定められた研修時間数、参加者割合等の条件を満たし、「臨床心理士倫理綱領」を遵守した研修機会であることが前提となります。また、以下の事項は、本協会が各研修会を資格更新ポイントの対象とするか否かを審査する基準ではなく、あくまで研修主催団体および主催者が運営に際して活用するためのセルフチェックリストです。

A) オンラインを用いた研修全般に係る留意事項

レベル1（遵守要件として確認の不可欠な事項）

- ① 研修参加者全員の氏名および連絡手段が事前に主催者によって把握されている
- ② 有料の場合、参加費の支払い手段およびその入金確認の方法等が適切に整備されている
- ③ 参加予定者以外の第三者がアクセスできない機能が整備されている。また、アクセスがあった場合にそれをチェックできる機能が整備されている
- ④ 研修受講時に守秘が徹底される環境で視聴参加することについての注意喚起が受講条件に明記されている
- ⑤ 録音・録画・画面撮影の禁止が参加者全員に周知されている
- ⑥ 資料の取り扱いについて事前に主催者の責任において確認されている
- ⑦ チャットないしはアンケート等による参加者から主催者への発信手段が準備されている

レベル2（研修の質向上のために講じておくことが望まれる事項）

- ① 研修時間の開始から終了までの継続参加を確認する方法が講じられている
- ② 定められた研修時間が確保され、かつ適切な休憩時間を取って視聴参加が可能なよう、研修プログラムが設定されている

- ③ 通信環境の不具合等により、アクセス不能になった場合の対応について準備されている
- ④ オンライン研修としてその内容にふさわしい参加者人数の上限が設定されている
- ⑤ 研修受講時ないしは研修後であっても、参加者からは匿名での発言・発信を行わないよう注意喚起がなされている

B) オンラインにおいて臨床心理事例を取り扱う上での留意事項

レベル1（遵守要件として確認の不可欠な事項）

- ① 研修において取り扱われた内容を知りうる者は、臨床心理士もしくは誓約書等により守秘契約を取り交わした者に限られている
- ② 事例内容を含む資料はオンライン上で配信・配布、画面提示を行わず、双方向性を確保した口頭での扱いに留める。もしくは、別途、守秘義務に抵触する部分や個人情報にかかる部分を削除し、守秘が徹底された資料を使用する等の適切な配慮がなされている
- ③ 研修において使用されるすべての資料（画面提示・配信の如何を問わない）は、守秘の徹底が施されており、またそのことが事前に主催者を含む複数名によって確認されている
- ④ 臨床心理事例を取り扱う研修企画もしくはそのセクションは、一方向的な形態やオーデマンド方式はとらず、双方向性を確保したライブセッションとして実施する
- ⑤ 研修において取り扱われた臨床心理事例に関して、発表者および参加者は互いに匿名ではない形で双方向の意見交換ができる方法が講じられている
- ⑥ 研修内で交わされる討議において、個人が特定される内容を発言しないことが全員に周知確認されている
- ⑦ オンラインにおいて臨床心理事例を取り扱う上で、実施形態に応じた適切な研修効果が見込める参加者人数の上限を設定している

以上